

(6) 関連施策の充実

くらしの問題は、保健・医療、社会福祉制度のみでは解決できません。労働問題対策、住宅、生活環境施設といった関連施策の充実を図り、総合的・体系的に生活保障をしていく必要があります。

①働く場所と働きやすい環境づくり

現 状 と 課 題

- 障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者等で、働く意欲を持ちながら、阻害要因のため雇用・就労に際して困難な課題、問題を抱えており、雇用・就労に結びつかない人々の雇用・就労を支援することが求められています。
- 平成15年（2003年）3月、雇用・就労に結びつかない就職困難者等を対象に「吹田市地域就労支援計画」を策定しました。

実態調査から…

- 「くらしや医療の困りごと」としては、「収入が不足」が20.4%、「自由な時間や休日が少ない」が9.4%、「労働時間が長い」が8.9%、「失業や事業の不振」が4.4%、「就職が困難」が4.2%ありました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 若い人の働く場所をつくってほしい
- 障害者の働く場所がない
- 障害者の雇用を促進してほしい

施策の方向

43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援

暮らしの基盤を安定させるには、仕事の確保が欠かせません。ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携を図り、雇用・就労の支援を行います。特に、障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などの就労を支援するため、求人・求職情報など、雇用・就労に関する情報の提供や相談の充実を図ります。また、講座や研修の開催など雇用につながる能力開発に努めるとともに、企業・事業所に対して、職場体験や職業訓練の場・機会の提供を求めていきます。

さらに、障害のある人が、身近な地域において就労し、生きがいが高められるよう、授産施設や共同作業所等の福祉的就労[※]の場の充実を図ります。高齢者においては、働く場であり、生きがいづくりの場でもある就業を支援するため、シルバー人材センター[※]の事業の充実に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

44) 休日・休暇の拡充の促進

保育、教育、介護など、家庭をめぐるさまざまな問題の背後には、生活時間が十分に確保できないといった長時間労働をはじめとした労働問題があります。ボランティア活動や地域福祉活動を行っていく上でも、生活時間の確保が欠かせません。労働時間の短縮、年次有給休暇の取得、育児休業や看護休暇・介護休業の普及と取得推進を事業所や関係機関に対して働きかけていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

②安心・安全な住まいの整備

現 状 と 課 題

- 平成8年（1996年）に改正された公営住宅法では、住宅困窮者のための住宅の供給だけでなく、福祉の視点からの公営住宅の役割の大切さが強調されています。
- これまで、市営住宅の建替に際しては、バリアフリー住宅の供給、車いす常用世帯向け住宅の確保に努めています。また、あき家募集に際しては、福祉枠（高齢者、障害のある人、母子家庭）の確保に努めています。
- 高齢者や障害のある人で、身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象に、住宅の改造工事費用の一部を助成しています。介護保険の適用となる方のほか、介護保険で非該当と認定された方でも、障害の程度により介護予防の観点から住宅改造が必要な方に対しても助成を行っています。
- 平成17年度（2005年度）に「吹田市住宅マスタープラン」を策定しました。「マスタープラン」では、住まいに対する多様なニーズに対応して、高齢者や障害のある人が自立して暮らして、子育て世帯が暮らしやすく、ライフスタイルやライフステージに応じて誰もが暮らしやすい住まいとまちづくり、公的賃貸住宅を活用した住宅困窮者の居住の安定確保、災害に強く犯罪のない安心・安全な住まいとまちづくりなどを進めることをめざしています。

実態調査から…

- 「くらしや医療の困りごと」として、「住まいのこと」と答えた人の理由としては、「住宅の老朽化」と「手すりをつけるなどの住宅改修」が多くを占めています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 低家賃の住宅がない
- 高齢者に対して、府営、市営等、家賃の低い公営住宅を提供してほしい
- 高齢者や障害者が住みやすいバリアフリー住宅をつかってほしい
- 高齢者の住宅はどこまで改修できるか(公団住宅・公社住宅・府営住宅)
- あき家対策を早急にしてほしい(府営住宅・公社住宅)
- 府と市がタイアップして公営住宅の改修案を出してほしい(府営住宅)

施策の方向

45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保

市営住宅におけるバリアフリー化の推進、車いす常用者世帯向け住宅（府・市営住宅）の整備、シルバーハウジング・プロジェクト※の推進、福祉型借上公共賃貸住宅制度※や大阪府の高齢者向け優良賃貸住宅制度※の活用などによって、高齢者・障害のある人に適した住宅の確保を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造助成

高齢者や障害のある人で、身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象とした、住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成（介護保険で非該当と認定された方でも、障害の程度により助成）を引き続き行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

③安全でバリアのない交通環境・まちづくり

現状と課題

- 安全で快適な交通環境の整備のため、平成12年（2000年）11月に「交通バリアフリー法[※]」が施行され、平成15年（2003年）4月には「吹田市交通バリアフリー基本構想」を策定し「誰もがやさしくなれる吹田のまちづくりーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー」をめざしています。
- 改正ハートビル法[※]（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）（平成15年（2003年）4月1日施行）により、公共施設等のバリアフリー化も進められています。また、身体障害者補助犬法（平成14年（2002年）10月1日施行）が制定されるなど、誰もが住みよいまちづくり、ユニバーサルデザインの推進に向けて制度も整備されてきています。
- 大阪府福祉のまちづくり条例[※]に基づき、大阪府の施策とあいまって、都市施設を障害のある人、高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう整備するために必要な基準を定めた「吹田市福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」を制定しています。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「路上駐車が多い」「自転車が走りにくい」「誰でも安心して往き来できる歩道が少ない」「段差などがありバリアフリーになっていない」など交通環境への回答が上位を占めています。
- 高齢者が多い無業者層で「毎月の暮らしの中で支出を切りつめているものがありますか」の間に「交通費・タクシー代」と答えた人が18.8%と高く、高齢者の移動手段の充実が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 駅周辺、道路・歩道のバリアフリーを推進してほしい
- バリアフリー化を駅周辺だけでなく、その他の地域でも拡充してほしい
- 路上駐車・放置自転車がが多い
- 坂道に休憩できるベンチなどを置いてほしい
- 歩道・自転車道が不足している、歩道・自転車道の整備をしてほしい
- 障害者が利用できる交通機関が少ない
- 福祉巡回バスのPRがもっと必要
- 福祉巡回バスの経路が地域から遠いので、細い道の中まで走らせてほしい
- 吹田市バス、コミュニティバスの運行をしてほしい

施策の方向

47)誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり

バリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進し、障害のある人、高齢者、子どもをはじめあらゆる人が、不自由なく安心して移動でき、社会に参加できる環境の整備に努めます。

道路や公園をはじめとする公共空間において、歩道の確保や段差の解消、防護柵を設置、夜間の歩道照明の照度を確保するなど安全性の向上を図るとともに、ベンチの設置、ポケットパーク[※]（小規模なオープンスペース）の設置などにより、安全で快適な移動環境づくりに努めます。また、地域にある多様な「花と緑、水」を活かした、安心して歩ける遊歩道づくりを市民参加で進めていきます。

公共交通機関のターミナル及びその周辺の公共施設を結ぶエリアにおいては、「吹田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道等のバリアフリー化を進めます。公共施設や病院など多くの人々が利用する施設についても、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「吹田市福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」などに基づき、バリアフリー化を推進します。

また、関係機関・地域住民と連携して、歩行者の安全な通行の妨げとなっている違法駐車の一掃に向けた指導や啓発に取り組みます。自転車利用者のマナーの向上を図り、レンタサイクル（自転車駐車場に設置）の活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協議し路上放置の解消に努めます。駅周辺整備事業の中で必要な場合、自転車駐車場の整備を検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

48)移動手段の充実

高齢者、障害のある人等が出かけやすく、積極的に社会参加ができるよう、市内の公共施設や主な駅を結ぶ経路の福祉巡回バスの運行を継続して行います。福祉巡回バスの運行方法の改善に努め、利用促進を図ります。また、公共交通機関の不便な地域においてコミュニティバス[※]の運行を検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

④福祉教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの振興

現 状 と 課 題

- 地域福祉活動を発展させていくには、学校教育での福祉教育の取り組みを充実していくこと、また、おおむね小学校区ごとに整備された地区公民館を有効に活用して、生涯学習事業との連携を図っていくことも大切です。
- 整備された体育施設を有効に活用し、市民誰もが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツの普及が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 地区公民館などを利用して福祉についてのPR活動をしてほしい
- 高齢者、障害者のための軽スポーツをつくってほしい

施策の方向

49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進

関係機関・団体・施設や社会福祉協議会（ボランティアセンター）等の協力を得ながら、また連携しながら、小・中学校のすべての児童・生徒に対する福祉教育の推進に努めます。幼児、障害のある人、高齢者などとの交流や、車いす体験、手話・点字学習体験などの福祉体験学習の機会をつくり、これらを通じて、幼児や障害のある人や高齢者などがおかれている実態や、どのような関わりが求められているかについての正しい理解と認識を深めるとともに、お互いのことを理解し、多様な個性を認め合い、共に支え合って生きていくための人権意識・福祉意識を育て、豊かな人間性をつちかうことに努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携

地区公民館で地域と共同して取り組む健康づくり教室や福祉に関する学習会などは、地域福祉活動の一環ともいえます。地区公民館の生涯学習事業と地域福祉活動との連携を強め、地域住民参加型の健康づくり教室や福祉ボランティア活動に関する学習活動の促進を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○		○

51) 生涯スポーツの振興

心身のリフレッシュ、健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、また高齢者にとっては介護予防にもつながるよう、生涯スポーツに取り組める環境を整備していきます。そして、健康づくり事業との連携を図りながら、地域福祉活動の一環としてのスポーツ・レクリエーション活動を促進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

⑤地域に密着した商業振興

現 状 と 課 題

○地域の商業は市民の日常生活を支える機能を有していることが求められます。高齢化が急速に進む今日、高齢者や障害のある人も子育て中の人も身近な地域で買い物ができ、市民の日常生活を支え、また地域の活性化にもつながる、地域密着型の商業振興を図ることが特に必要です。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から・・・

- 買い物するところが少ない、遠い
- 高齢者の日常生活品を扱う店が少なく、買い物が不便
- 近隣センターを充実させてほしい
- 車いすで行ける、段差のないショッピングセンターがほしい
- 地元の商工業の振興
- スーパーがほしい

施 策 の 方 向

52)地域に密着した商業振興

市民の日常生活を支え、高齢者も障害のある人も子育て中の人も安心して買い物ができるよう、地域に密着した商業振興を図ります。また、高齢者や子ども、障害のある人などさまざまな生活者が快適に利用できる商業地づくりの取り組みを支援します。商業地の整備にあたっては、歩道や休憩コーナーなどのオープンスペースの整備やバリアフリー化も含めた、高齢者や子ども、障害のある人などにも配慮した環境整備を行うなどの支援を進めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

⑥みんなの居場所づくり

現 状 と 課 題

- 地域の人と人とのつながりが希薄化し、世代を超えたふれあいが少なくなる中で、気軽に集まって交流できる場所や、憩い・集い・語り合える場がほしいという声がある。いろいろな世代から出されており、市民の取り組みも始まっています。
- 子どもたちをとりまく環境を整え、遊び場所・活動の場（拠点）を確保し、さまざまな人との交流の機会を充実することにより、子どもたちの生活・自主的な活動を支援して、子どもの居場所の充実を図ることが求められています。
- また、学校や地区公民館、児童会館・児童センターなどを使った地域の事業に子どもたちが積極的に参加できる環境を整えることが大切です。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「若い人と高齢者の世代間交流が乏しい」が24.6%と高く、世代を超えて交流する場が求められています。
- また、同じ問の中で、「子どもの遊び場やスポーツをする場所が少ない」が22.3%あり、その割合は中学生以下の子どもが「いる」世帯では、44.4%と非常に高くなります。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 気軽に集まれる場所がほしい、世代間交流のできる場の提供をしてほしい
- 高齢者、障害者、青少年など区別なく気軽に利用できる（集まれる）場所をつくってほしい
- 「福祉の家」（高齢者から子どもまで集まれる場所、子育て中の親の集まれる場所）を建設してほしい
- 地域の人たちの集まりを楽しめる場にする、ティーコーナーや地域食堂をつくる
- コミュニケーションが図れる街かどステーションをつくる
- 子どもが遊べる安全な公園・緑地を増やしてほしい
- 不登校児童など青少年を対象とする憩いの場所を設置してほしい（ライブ会場等の利用や不登校児には昼間の塾）
- 青少年のコミュニティづくりの施設をつくってほしい

施策の方向

53)「まちの縁側」づくりへの支援

市民が気軽に集まって交流できるたまり場といったイメージの「まちの縁側」が地域のいろいろなところで生まれるよう、NPO等の取り組みへの支援に努めます。

また、交流と語らいの場として、公園・散歩道等へのベンチの設置や、憩い・語らいのコーナーの設置などを検討していきます。

NPOの取り組みへの支援として本市で現在進行中の「子育て広場」「ふれあい交流サロン（地区集会所での高齢者閉じこもり対策）」も「まちの縁側」づくりの一環といえます。また、全国各地で始まっているコミュニティレストラン（食事はもちろんのこと、交流スペースともなる地域食堂やティーコーナーなど）も「まちの縁側」づくりといえます。集合住宅の一角（共用部分）や空き家・空き店舗などを活用しての「まちの縁側」づくりも考えられます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	◎

54)子どもの遊び場所・居場所の充実

子どもたちが安全で安心して遊べる場所・活動できる場所（拠点）の確保と充実に努めるとともに、家庭、地域の諸団体、保育所、幼稚園、児童会館・児童センター、留守家庭児童育成室、学校、地区公民館、ボランティア・NPO等が連携して、遊びや生活体験活動、スポーツや文化・芸術活動など子どもたちの多彩な活動の機会の確保・充実に努めていきます。

小学校の校庭等を使った「こどもプラザ事業」（水曜日の放課後と長期休業日の「太陽の広場」、土曜日の「地域の学校」）を推進していきます。また、整備が予定されている（仮称）山田駅前公共公益施設の中の青少年拠点施設（青少年・子どもたちの交流支援・活動支援機能、相談機能、子育て支援機能などを併せ持った施設として計画されている。）の整備を推進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎			○

コラム 10

ふれあい喫茶「さくらんぼ」

「吹田にも『まちの縁側』みたいなものがあるよ」との噂を聞いて、東地区福祉委員会のふれあい喫茶「さくらんぼ」にやってきました。毎月第3日曜日に川園第一会館で開催されています。



11時の開始とともに、地域のひとり暮らし高齢者の方や、お孫さんを連れてご夫婦、小学生4人組、若い親子づれなどが、美味しいごはんスタッフのみなさんの笑顔に会いに続々とやってきました。



今月のメニューはホットドックとドリンクつきで200円、カレーセットは250円です。メニューは毎月変わります。

6人がけのテーブルに、ひとり暮らし高齢者の方が集まると、おしゃべりしながら楽しい昼食の時間が始まりました。「ひとり暮らしだとレトルトのカレーしか食べられないから、こんな手づくりのカレーは久しぶりで、美味しいわ。また来月もカレーにしてね」との声に、「来月もカレーだね」と、スタッフが笑顔でこたえます。

「今日のカレーはどう?」と、子どもたちにもスタッフが声をかけてまわります。「めっちゃおいしいで!」と子どもたち。ごはんを食べ終わった後も、トランプをしたり、楽しい時間を過ごしています。



会館まで出てこれない人には、「おでかけさん」が出前をします。自宅のテーブルにランチョンマットをひいてセッティング、ごはんだけではなく「ふれあい喫茶」の雰囲気そのものが自宅に運ばれてきます。

子どもたちも、高齢者の方も、地域みんながつどえる場、ごはんを食べて、おしゃべりをして、そんな場所が地域のあちこちにあれば…。

これがすいた版「まちの縁側」なのかもしれません。

あなたのまちにもつくってみませんか。



⑦安心・安全なまちづくり

現 状 と 課 題

- 阪神・淡路大震災、近年の地震や台風による大きな災害の発生などにより、防災や安心・安全に暮らせるまちづくりへの市民の関心が高まっています。
- 施設の不燃化・耐震性の促進や市街地内の防災空間の確保など、防災性を高めるまちづくりが求められています。
- 災害時には、地域住民の協力体制が不可欠です。市民の防災意識・防災力の向上に向けた啓発活動や「自主防災組織[※]」づくりを進めることが重要です。
- 市では、防災ハンドブックを市民全戸に配布するなど啓発に努めるとともに、地域住民と連携して、「自主防災組織」づくりへの支援に取り組んでいます。
- 子どもたちや高齢者が巻き込まれる事件が多発する中、地域での安全な暮らしを求める声が強くなっています。こうした中、市では、保育所・小学校等への防犯警備員の配置、防犯パトロール車（青パト）の運行などを実施しています。また、小学校PTAの協力を得て子どもたちと一緒に防犯マップを作成し、防犯意識の向上を図るなどの取り組みも進めています。地域では、「こども110番の家[※]」や地域諸団体による地域パトロール活動などが取り組まれています。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「夜道が暗い・街灯がない」や「犯罪・防災などに対する安全なまちづくりが不十分」という回答が、ともに高い比率でした。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 自主防災活動の推進と支援
- 地域の特性を把握した上での防災マニュアルの作成と住民への周知が必要
- 高齢者の防災について地域全体で考えることが必要
- 災害要援護者の居住マップの作成が必要
- 防災資材置き場のPRをしてほしい
- 特別の事態に対応できる体制、緊急時の連絡網を充実する
- 地域防災を考え、近隣との交流を深めて防災につなげることが必要
- 避難経路マップ作り「歩いて確かめましょう」
- 子どもの安全のため保育園、幼稚園、小学校にキッズセーバーを設置してほしい
- 防犯パトロールを増やしてほしい

施策の方向

55)安全対策(防災・防犯)の充実

防災については、施設の不燃化・耐震性の促進、市街地の防災空間の確保のための整備等により市街地の防災性の向上を図るとともに、防災情報の提供システムの確立に努め、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めるなど、防災体制の確立を図ります。また、地域防災力の向上のため、地域において防災ハンドブックや洪水ハザードマップ[※]を活用した防災講座を開催するなど、市民への啓発活動に努め、自主防災組織の結成を促進します。また、災害発生時において、高齢者や障害のある人等の要支援者への対応(避難誘導や避難生活における支援等)が的確に行われるよう、地域との連携・協力体制の確立に努めます。

防犯については、街頭犯罪[※]の防止のため、犯罪防止を考慮した道路・公園等の整備を行い、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置、歩道照明の照度の確保を行うなど、防犯環境の整備に努めます。また、保育所・幼稚園・小学校等への防犯警備員の配置、防犯パトロール車の運行、地域諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの見守り活動の促進等、防犯体制の充実を図ります。あわせて、警察、防犯協議会等と連携して、犯罪・防犯情報の提供、防犯教室の開催等によって市民の防犯意識の向上を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

コラム 11

自主防災組織

市内で連合自治会単位で自主防災組織をつくっている地区は6地区(青山台地区、川園地区、五月が丘地区、高野台地区、竹見台地区、古江台地区(平成18年(2006年)5月現在)あります。



五月が丘地区では、阪神・淡路大震災から1年経った平成8年(1996年)に、市内で最も早く自主防災組織「防災委員会」を結成しました。

毎年11月に行われる「総合訓練」には、約250名の住民が参加し、屋内消火栓訓練などを行います。

また、実際にまちを歩き、落下物の危険があるところを調査して地図におとし、防災マップを作成しています。災害時の人命救助のため、20世帯程度の小グループごとに、近所の人にあらかじめ知っておいてほしい情報の交換を始めています。これを「防災ご近所助け合い登録活動」(略して「近助登録」)としています。

気楽に楽しくやれること、それが、地域の防災力を高める出発点です。

